

学位論文審査報告

石川 旺

「放送評価の枠組みにおける制度評価： 評価軸としての地域多元性の検討」

[論文の概要]

放送というメディアは公共財である電波を使用するという特性を持つ。そのために歴史的に大きな社会的な責任を課されてきた。しかしながらその社会的な責任に照らして放送の活動を質的に評価するという作業は体系的には行われてこなかった。

今日の放送は急速に進行する技術革新の波の中にあってメディアとして根源的ともいってよい変容の時期にある。そこにおいて緊急に必要なのは、技術の発展とそれに伴う産業構造の変化を見据えつつ放送メディアの機能を再検討し、メディアとして社会的に最も望ましいあり方を模索する作業である。本論は、放送メディアのクオリティーの評価枠組みを明示し、その評価枠組みにしたがって過去の諸研究をレビューし、編成評価についてこれまで実施した作業を述べた後に、従来議論が未成熟であった制度評価の分野において地域多元性の理念の展開を試みた。

放送の評価枠組みの検討に際し、最初に指摘しておかねばならないのは、質というのは常に関係的、相対的な概念であるという事実である。社会のありようはさまざまであり、そのさまざまな社会において、放送によって追求される価値は異なっている。この点は、マス・コミュニケーションの規範理論に照らして検証される。例えば、権威主義のメディア理論においてはその規範は、メディアは常に現存する権威に従属することをもって規範とされ、メディア活動の質の評価は、当然、その社会の規範をいかに実現しているかによって行われる。他方、民主主義的参加のメディア理論においては規範は、メディアへの権力の介入を排除し、メディアは第一義的にはその受け手のた

めに存在し、メディア組織、プロフェッショナル、顧客などのために存在するものではないとする。そこでは、活動の質的評価は、いかにしてその受け手に良きサービスを提供したかによって判断される。このように質的評価には、一元的に普遍的なものが存在するわけではない。常に関係的、相対的な概念といわれるのはその故であり、そのためにクォリティーに関する議論はややもすれば拡散的であり、恣意的ですらあった。例えばカナダにおける議論では、アメリカの影響が強く意識される結果、まったく次元の異なる価値、すなわち、「カナダ的であること」が判断基準として大きな意義を持つ、というような事態がしばしば観察される。

したがって、放送のクォリティーの評価というものは先ず最初に、放送が追求する価値を明示しない限り、次なる段階に進み得ない。では、現実にとどのような価値を放送が追求すべきなのかという議論が必要になるが、とりあえずは、今日の西欧型社会においては市民ひとりひとりの権利が尊重されるという基本的な価値観においては一致しているものと一応認め、民主主義的参加のメディア理論における規範、価値基準を基盤として基本枠組みの設定を試みた。

評価枠組みの構築にあたっては、放送の活動をシステム、チャンネル、プログラムという三段階の水準に分類した。ここでいうシステムは、その国の放送制度全体を意味する。チャンネルは、個別の放送事業者の個々のチャンネルを意味し、プログラムは個別の番組を指している。それぞれの水準で意志決定の構造、具体的な活動内容、活動の目標などは異なり、質的評価を試みる場合の基準も異なる。したがって議論に際してはこれらの各水準を区別しておく必要がある。次に放送に関わる社会的諸集団を国家、社会、視聴者、プロフェッショナルという水準に分類した。放送に関わる様々な集団において、異なる次元の価値が追求される。この各集団における追求価値も議論の上では整理しておく必要がある。

これら2要因のクロスにより、それぞれの水準で、放送に関連して追求される価値を明示することができるようになり、その価値の具体的な実現として評価基準を論じることが可能になる。

これまで、こうした整理の試みはほとんど行われていない。そのために、

放送の質に関する論議はしばしば相互の関連を欠き、すれちがいの議論になりがちであった。例えば、マイノリティー・サービスの必要という議論と、番組の制作技術の優劣の議論は、それぞれ放送の質に関わる重要な問題に触れているにもかかわらず、相互に関連する部分を見出だすことができないままにすれちがっていたという状況があった。全体的な枠組みの再確認は、この種の混乱を解消するものと考えられる。

このシステム、チャンネル、プログラムという枠組みにしたがった過去の研究のレビューは、放送の質的な評価研究が個別番組の分析に偏していたことを明らかにした。チャンネル・レベルでは幾つかの先行研究を参考にしつつ、編成評価研究における新たな分析枠組みを提出し、各国との共同研究を通じて有効性を立証した。

システム・レベルにおける放送の評価の議論はごく限られた分野でしか行われていない。たとえば、多元的な放送制度が採用されている日本の場合でも、多元性が自明的に望ましい機能を保証するかのように論じられ、その具体的な内容や問題点が論じられることはほとんど無い。放送メディア全体の機能的構造に関連する議論は、制度論の中核である。今日的な状況の中では、放送メディア全体としての機能的構造を構築するための基本理念の検討がなされなければならない。その理念こそが、メディアの全体構造の望ましさを評価する基準となり、従来具体的な論議があまり進展してこなかった放送における制度評価への道を開く事になる。

本論は、放送におけるパブリック・サービスの理念の中に地域多元性を明確に位置づけようと試みた。そのことは地域多元的な構造を放送というメディアの制度的な側面の評価において、最も重要な要因の一つとする事を意味する。日本社会は極めて一元的かつ中央集権的な構造を保ちつつ発展してきた。そのシステムが現在様々なひずみを生みはじめている。放送の全体構造が今後どのように推移するのかは今日まだ明確に見えてこない。そうした状況の中であって、放送の多様な機能の中の少なくともある部分を、市民にとって最も望ましいサービスのために確保する必要がある。放送に課せられた公的な使命の中で、自治という概念と密接に結びついた形での地域多元的な

パブリック・サービスは市民にとって望ましいサービスの重要な部分として認知されるべきであり、その制度を構築する努力は緊急に必要である。

地域多元的な構造の追求は従来の中央集権的な放送メディアの構造を変革するものである。それはシステムの巨大化に伴って民主主義の実態が危機にさらされている今日の状況に対する対応でもある。地域的な放送サービスの具体的な実現に向けての鍵は、市民参加とスタジオの開放である。これらの2要因についてはカナダにおける実践例を現地調査により、検討した。

[論文の評価]

本論文は、公共財である電波を使用し大きな社会的責任を課せられている放送というメディアの活動を質的に評価するための枠組みを提示し、その評価軸としての地域多元性という理念を検討することによって、現在、激しい技術革新に見まわられている放送制度のあるべき姿を指し示すという提言型論文である。そのために、論者は既存の関連論文を広範にかつ綿密に紹介しレビューを行ったうえで、自身の体験的事例もふまえながら、綿密な論理展開を行っており、研究者のみならず、放送の実務にたずさわる人たちにとっても、有益な示唆を与える論文となっている。

そして、これまで、とかく量的な評価に傾斜しがちであった放送メディアの分析に対し、質的な評価という視点を導入し、関係的、相対的な概念であったため、ややもすれば拡散的、恣意的になりがちであった質の評価の枠組みを新たに構築するために、放送の活動をシステム、チャンネル、プログラムという三段階の水準に分類するという方法を生み出すなどの試みを行い、理論を体系化するため、従来の放送メディア論を補正するという作業も行っている。本論文は、こうした作業を行うことで、現在の放送界における大きなテーマに正面からとりくんだ意欲的な論文として評価できる。

また本論文においては、理論構築のためには、先行研究のレビューだけでなく、地域におけるCATVシステムやコミュニティFMの活動やカナダにおける市民参加による放送番組制作の活動事例を紹介するなど、フィールドワークの体験を生かし、放送におけるパブリック・サービスのあり方についても検証しているが、その提言には説得力がある。放送におけるパブリッ

ク・サービスおよびパブリック・アクセスの問題を追求する行為は、公共性の問題についての検証につながってゆくが、本論文においては、この問題について、公共圏の概念を検証するという形で論考を深めている。その結果、放送の公共性を考えるためには、公共圏を構成する「批判的公衆」と公共圏において実現される「多元主義原理」を結びつけて考え、民主主義の理念を追求する必要があることを指摘し、権力や圧力団体からの独立、争点の取扱いにおける公正さと多元性という原則を提示する。

こうした手続きを経て、放送の公的な使命を考えるうえでは、多様性という概念が鍵になると論じ、明治以降の日本は、ナショナリズムの台頭と共に、共通性の確認や同一性の確認が重要視されて多様性の尊重や多元性の確認が二義的となり、放送の公的な使命も国家の統合と密接に結びつき、国家一元論の影響を受けることになったという問題が指摘される。そして、このような国家一元論を脱し、多元性の認知と尊重を行うべきことを主張して、地域社会において公共圏を確立する地域多元性は、有効な地域メディアの確立なしには実現しないと指摘している。

その地域メディアが日本においてはコミュニティFMといったメディアであり、市民参加を特徴とするカナダにおける地域のCATVであるが、論者はこうした地域メディアへ視座を伸ばすことによって、従来の放送メディア論や放送制度論を超えた理論構築を行っている。その論理展開は、制度論における法律的な側面においても的確に行われており、論文の中の熱いメッセージは、学問的評価に耐えるものとなっている。また、技術の変化についても、現象がよく整理して論じられており、放送における技術、法制面の変化について考える場合の共通の場を客観的に提示している。

ただし、公共圏の問題については、ややNHKだけに偏って論じられたさらいがあるが、この問題については、商業放送にも広げて論じてほしかったし、日本の多元性社会を作るには、放送以外のファクターもあるのではないかとといった問題や地域多元性は県あるいはブロックなど、どのくらいの範囲の地域で考えればよいかといった問題については、もう少し論じてほしかった。また、地域多元性については、制度評価に移るとき、若干のジャンプがあり、多チャンネル化やデジタル化で放送の産業的な基盤が早いスピードで動いているとき、NHKと民放の二元体制という現象がどう変化するかとい

石川 旺

う問題についても論じてもらいたかった。そして、デジタル化による双方向性の放送が実現したとき、視聴者という公衆は変わるのか、あるいは多元性はどうなるのか、といった問題の追求が残されている。

しかし、このような要望はあるが、本論文は、プロポーザルの論文としても有益な提言が行われ、放送制度論だけにとどまらず、放送メディア理論の新たな構築として、充分評価に値する内容で、博士論文としての要件を完全に満たしていると判定する。

[結 論]

審査・試問委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第6条により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条により、以上の通り報告する

2000年 2月14日

学位論文審査・試問委員会

主査・委員長 植田康夫

副査・委員 武市英雄

副査・委員 江口公典（法 学 部 教 授）

副査・委員 高乗康雄（江戸川大学社会学部教授）

副査・委員 岡村黎明（大東文化大学法学部教授）

学位論文審査報告

神原 直幸

「メディアスポーツの視点：
疑似環境の中のスポーツと人」

[論文の概要]

今日、スポーツは世界中で親しまれているが、テレビを中心としたメディアにより人々に伝達されるメディアスポーツの普及は著しい。日本においても近年、スポーツイベントの経済効果や放送権料などスポーツによる社会・経済的影響についての関心が高まってきた。相撲の八百長問題や、野球のスパイ疑惑、ドーピング問題などに対する競技団体やメディアの対応に示されるように、スポーツに対する人々の関心の増大につれ、スポーツに求められる公共的役割も増大している。しかし、一部の例外を除いてほとんどのスポーツ新聞が人気球団巨人の機関紙と同様な機能を果たしている印刷媒体の現状や、巨人戦以外の放送がほとんど見られない電波媒体の現状に示されるように、スポーツの情報伝達のされ方からはメディアが公共性を意識しているとは判じ難い。このことはメディアが公共的機能を全うする上で、更に大きくは市民生活の成立にとっての必要条件である多様性がメディア全体として著しく損なわれていることを示す。

メディアによって表現される現実が実際のものとは異なることは、Lippmann (1922) による「疑似環境」の提議以来、当然のこととして受け入れられているが、明らかな意図の下に構成された疑似環境は人々の現実像を歪め、その結果スポーツが文化として根付くことを阻害し、結果としてデジタル多チャンネル放送時代の有力コンテンツとして期待されるスポーツ番組の価値を低めるものと思われる。本研究では、マスメディアの中でも特に影響力が高いとされるテレビを中心とし、疑似環境の中で示されるさまざまなレベルでのスポーツ情報の偏りについての現状とそうした偏りを産み出している原因について明らかにし、更にそうした情報の偏りが視聴者にもたら

すであろう影響について実験社会心理学的に検討した。

まずはスポーツ情報の偏りの原因を明らかにするため、スポーツ放送の今日に至るまでの経緯について概観した。日本の放送はヨーロッパの場合と同様に公共放送からスタートしており、放送制度の基礎となる放送法もまたイギリスの例を参照して制定された。しかし、終戦後のメディアの発達段階において商業放送中心のアメリカから強い影響を受けた。特にスポーツ放送についてはその傾向が強く、他局と差別化し付加価値を高めるための独占放送や競技自体の肥大化などによって世界的に高騰する放送権料を回収するために、スポーツ放送のエンターテインメント化が進んでいる。スポーツ放送のエンターテインメント性を高めるために、競技のルール変更やハーフタイムのショーなどが行なわれるようになったが、放送技術の進歩は更に、映像や音声の操作によって「競技場で直接観戦するより詳細で迫力あるもの」として創作されるようになった。選手や監督や観客のクローズアップ、リプレイ映像、過去のデータや解説者やアナウンサーによるアナウンスメントなどは、全てスポーツ放送のエンターテインメント性を高めるための材料である。こうした競技に関するテキスト情報以外の情報の付加は、結果としてプロパガンダや商業的便宜に関連するストーリーを組み込む余地を増やしている。テキスト以外の情報の付加の歴史は古く、第二次大戦以前にまで遡ることができるにも関わらず、スポーツ放送の位置づけが不明確であるため、戦後民主主義の中で公正・中立の報道原則が構築される中でスポーツ放送のあり方に対してジャーナリスティックな視点に立った評価を全く受けないまま今日に至っている。

次にスポーツ放送の現状について検討するため、基本となるスポーツ放送番組の編成についての分析を行なった。その結果、スポーツ放送量の総量については、深夜や早朝の時間帯での海外のスポーツ中継などによって1974年以降増加し続けていること、特定の季節や曜日への集中が以前と比べて緩和していることなどから、スポーツ放送がより日常的になっていることが示唆された。またスポーツ番組の編成の多様性については、その種目、競技者のレベル、放送カードのあらゆるレベルにおいて、視聴希望番組の多様性より

低く、いわゆる人気種目・球団への偏重が目立つことが明らかにされた。その中で公共放送であるNHKによる多様性への貢献度については、単局としての局内多様性も低く、放送局間多様性への貢献についても、ごく限られた範囲でしか機能していないことが示された。またスポーツ放送におけるローカル放送の役割として、各地域のプロ野球放送について検討したところ、フランチャイズ球団のある地域ではローカル放送によって地域球団の試合中継がある程度補償されているという現状が明らかにされた。

更にミクロなレベルとして番組内で呈示される情報の偏りを分析した。テレビで伝達される音声情報と映像情報のうち特に映像情報の偏りは、視覚が入力感覚系として優位であり、またその読み方の訓練を受ける機会もないため無抵抗に受け入れられ易いことから、視聴者に与える影響が強いと考えられる。映像情報の偏りは被写対象の選択やズームアップといったカメラワークやリプレイなど編集上の操作により表出される。サッカー国際戦、プロ野球、箱根駅伝、相撲、競馬などの放送について映像の内容分析を行なった結果、映像制作者の愛国心や経営的關係、ストーリー創作の簡便さなどのメディア側の要因により、またメディアによって想定される視聴者の要求などにより、明らかに偏った映像制作がなされることが明らかにされた。中でも日本国内で行なわれたサッカー対外戦は対戦国にも映像提供が行なわれたが、ナショナリズムが前面に出た「極端に日本選手に偏った映像」がそのまま配信されたことは、今後考えるべき大きな問題である。更にワールドカップフランス大会の映像の分析からは、このような「制作スタッフによる肩入れが映像に反映される過程」が無意識で行なわれている可能性も示唆された。

次にこのような情報の偏りが視聴者に与える影響についてであるが、人がスポーツを視聴する際に共通の判断のフレーム（認知空間）が存在し、視聴することによって認知空間上の当該競技に対するイメージが変容することが示された。具体的には視聴した種目と自分との関わり（親近性）については、当該スポーツの視聴により接近し、視聴量が減少することにより遠ざかること、視聴により当該スポーツの特徴が強調される方向にイメージが変容することが明らかにされた。このことは伝達されるスポーツ種目や対戦カードの

偏りが特定の種目やチームに対する関心に影響を与えることを示唆するものである。また実際の映像を用いた実験の結果、スポーツを見る場合に当該種目に対する知識の程度により見方が異なること、少なくとも自我関与の低いスポーツを視聴する際、映像的な偏りによって視聴者のゲーム評価や視点、更には肩入れなどがかなり統制されることが明らかにされた。またこの効果は、当該競技に対する知識の少ないナイーブな視聴者に特に有効であることが明らかにされた。

このようなメディアによる情報の偏りの結果、無意識の内にファンにさせられたり応援させられたりすることは、視聴者の基本的人権の侵害である。メディアの側はまず、こうした影響に配慮し、公正・中立な番組編成や番組内容を心掛ける必要がある。また視聴者の側もメディアを使いこなし、読み解く能力つまり「メディア・リテラシー」を高めていく必要がある。

[論文の評価]

本論文は、スポーツに対する人々の関心が高まるにつれて、スポーツに対して公共的役割が求められるようになった現代において、テレビを中心としたメディアがスポーツを伝える際に著しく偏りをみせ、公共性を欠いているのではないかという問題を提起し、スポーツ報道のあるべき姿を模索している。そのために、申請者はスポーツ情報の偏りが何に起因するかを検証し、さらにスポーツ放送の現状を検討するため、スポーツ放送番組の編成について分析しながら、スポーツ番組内で呈示される情報の偏りを、サッカー国際戦、プロ野球、箱根駅伝、相撲、競馬などの放送について映像の内容分析を行い、実証的に検証している。さらに、この作業の上で、実験心理学の方法を用いて、情報の偏りが視聴者に対して、どのような影響を与えるかを明らかにしている。

このような手続きを経て、メディアスポーツという概念を用いて、明らかな意図のもとにメディアによって形成された「疑似環境」の中で、スポーツと人間の関係がどのような様相を呈するかという問題をこの論文は論じているのだが、審査においては、まず膨大なスポーツ情報の映像を内容分析することによって、現代のスポーツ情報の偏りを数値化することによって、実証

的に分析したことが評価された。この点についての評価では、従来のマスコミ論で言われていることがスポーツ中継の映像分析によって証明されたことが面白いという指摘や、エリートによるスポーツと大衆スポーツの二極化をつなぎとめているのがメディアスポーツで、「するスポーツ」だけでは駄目で「見るスポーツ」についての研究も必要であることを認識させられたという指摘もあった。ただし、「見るスポーツ」については、メディアを通してだけではなく、現場で見ることも含まれるので、メディアスポーツの偏りがスポーツ文化を根づかせないという問題については、メディアの側からだけでなく、文化の側からの分析も必要であるという指摘もあった。これについては、試問において、論者はスポーツ自体がメディアになっているのではないかという問題を提示した。

このような試問と応答があったものの、本論文が先行研究の検討や調査分析など、論文の構成がしっかりしており、これまでミクロに使われてきた心理学の手法がこういう研究にも適用出来るということがわかり、興味深いという指摘もあった。このように全体としての評価は、論文としてしっかりしていることと、メディアスポーツというテーマをとりあげたことに対する評価が高く、先行研究についての日本の文献はほぼ網羅されているという指摘があった。

問題点としては、論文の題名はむしろメイン・タイトルとサブ・タイトルを逆にした方がよいのではないかという指摘やスポーツ・メディアの発達についての記述は少し一方的で、細かいところでは記述の荒さがあるという批判もあった。しかし、そのような問題点はあるものの、非常に面白いテーマで、検証の方法を自分で考えだし、満足な研究費のない状態で、手作業によって成果を生み出したことが高く評価された。

こういう評価を受けた本論文は、テレビで伝達される音声情報と映像情報のうち、映像情報の偏りは、人間の入力感覚系として視覚が優位にあるため、視聴者に与える影響が強いということに着目し、サッカー国際戦の中継映像の中に送り手による無意識のナショナリズムが表出されていることを映像の露出度を数値化して示すなど、興味深い問題が呈示されている。そのために、論者が行った作業は膨大な量にのぼり、これまでのメディア研究においてあまり試みられていない研究の新分野を拓いたことは高く評価される。そして、

神原直幸

スポーツ情報の偏りは、ナショナリズムの問題のみならず、メディアの経営的利害関係などによっても露呈されることが明らかにされているが、こうした送り手の意図的な操作は、メディアの公共性を歪める行為でもあることが、この論文では告発されている。

そのため、本論文は、申請者が順天堂大学スポーツ健康科学部スポーツマネジメント学科助教授であっても、新聞学の学位申請論文としての要件を満たしていると認定される。そして、論文の内容と質も充分評価に値するもので、博士論文としての要件を満たしていると判定する。

[結 論]

審査・試問委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第6条により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条により、以上の通り報告する。

2001年2月21日

学位論文審査・試問委員会

主査・委員長 植田 康夫

副査・委員 石川 旺

鈴木 雄雅

鈴木 守（保健体育研究室教授）

伊豫田康弘（東京女子大学現代文化学部教授）

学位論文審査報告

鈴木 雄雅

「植民地ジャーナリズムの生成過程：
19世紀のオーストラリア植民地ジャーナリズム」

[論文の概要]

オーストラリア研究を対象にした日本語書物は少ない。政治、経済、近年社会・文化は増えてきたものの、専門書となると数に限りがある。とりわけ、マス・コミュニケーションやジャーナリズムを扱ったものはこれまで皆無であった。今日英米豪の三大陸のみならず、多くの国々のマス・メディア産業を傘下に置くオーストラリア出身のプレス・バロン、ルパート・マードックの動向に、世界の注目が集まっているが、彼は1986年以来同国の新聞・テレビ市場再編成への先鞭をつけ、その後のマス・メディア産業のみならず連続した買収・合併という泥沼の戦いを引き起こす切っ掛けを作った。そのようなオーストラリアにおけるマス・メディア経営者らの新旧交替劇は、まさに植民地時代からの長い歴史を持った人々、“オールド・プレイヤー”への鎮魂であり、オーストラリアのメディア界も新しい時代への入り口にさしかかったことを意味しているのではないだろうか、というのが本論の問題意識である。

本論は、以上のような問題意識を踏まえて、オーストラリア・メディアの出発点とも言える19世紀植民地時代における新聞の発達状況を明らかにし、植民地ジャーナリズムの生成過程を分析・理解することを目的としている。それは広義に“オーストラリア研究”の一領域を形成するが、同時にジャーナリズムの史的発展研究、特に社会の近代化におけるマス・メディアの果たす役割ならびに国際比較研究方法の手掛かりとするために、そうしたオーストラリア・ジャーナリズムの発達を、入植開始から連邦結成に至るまでの約一世紀、すなわち各植民地におけるジャーナリズムの生成過程を考察するものである。

本論は13章構成をとり、第1～8章が19世紀半ばまでを、9章以降は19世紀後半から連邦結成に向けてのオーストラリア植民地新聞界の発達に焦点を当てている。また付録として50篇あまりの創刊号、図表などを含む。これらの分析・考察を一般化すれば、(1)植民地社会における新聞の発生、生成過程の理解、(2)新聞の社会構成力が、植民地のような限定された状況でどのように作用するか(されるのか)の解明、(3)植民地における新聞政策はいかなる政治・社会・経済的背景と関連したか、(4)地理的要因が新聞の発生、発展過程にいかなる作用を及ぼしたか、(5)18世紀における新聞の発達を踏まえて欧米における新聞の躍進は、いわゆるマスペーパーあるいはペニープレスが登場する19世紀半ばまでに達成されるが、地理的に隔離された状況にあったオーストラリアでの新聞の発生はどうであったか、そしてそれはどう変化したかの考察、(6)電信敷設以前の時代、新聞はどのように情報を収集したかという国際コミュニケーションの史的側面の検証、(7)19世紀におけるテレコミュニケーションの発展の実証と理解—といった諸点において、本論の主要な検証の目的とそれがもつであろう有意義な意味合いが存在する。

論文の構成は以下のとおりである。

まえがき

凡例および資料について

略記

図表及び出典一覧

序章 研究目的と方法

第1章 黎明期 ジャーナリズムの夜明け

1 最初の印刷機と印刷人

2 植民地新聞の登場

第2章 初期のタスマニア新聞界—1810年代

1 タスマニア・ジャーナリズムの起こり

2 ベントと新聞2紙

第3章 独立新聞の登場—NSW植民地の概観：1820年代

1 『シドニー・ガゼット』独占の終焉

2 独立紙『ジ・オーストラリアン』

3 「プレスの自由」をめぐる論争

- 4 NSW新聞界4紙対立
- 第4章 NSW植民地新聞界の発展：1830-50年
 - 1 その後の独立3紙
 - 2 『シドニー・モーニング・ヘラルド』の誕生
 - 3 植民地新聞の発展
- 第5章 タスマニア植民地新聞界
 - 1 混乱のタスマニア植民地の新聞：1820年代
 - 2 1830-50年代のタスマニア新聞界
 - 3 19世紀後半のタスマニア・ジャーナリズム
『マーキュリー』とデービス家/『イグザミネー』
- 第6章 西オーストラリア植民地新聞界
 - 1 入植から手書き新聞の登場まで
 - 2 活字新聞に発展
 - 3 植民地ジャーナリズムからの脱皮
- 第7章 南オーストラリア植民地新聞界
 - 1 入植
 - 2 『レジスター』
 - 3 競争・対立
 - 4 植民地新聞の苦悩と発展
- 第8章 ビクトリア植民地新聞界
 - 1 手書き新聞の登場
 - 2 ポートフィリップ3紙鼎立の時代
 - 3 1840年代の植民地新聞界
- 第9章 新聞大衆化の幕開け（1）：シドニー新聞界の成立
 - 1 フェアファックス一族とシドニー新聞界
 - 2 H. パークスと『エンパイア』
 - 3 S. ベネットと『イブニング・ニューズ』
- 第10章 新聞大衆化の幕開け（2）：メルボルン新聞界
 - 1 『ジ・エイジ』創刊
 - 2 D. サイムと『ジ・エイジ』
 - 3 競争紙『アーガス』
 - 4 19世紀後半のビクトリア植民地新聞界

鈴木雄雅

第11章 19世紀後半の植民地新聞界

- 1 クインズランド植民地
- 2 西オーストラリア植民地
- 3 南オーストラリア植民地
- 4 NSW植民地

第12章 電信の発達と通信社の成長

- 1 OT線の完成
- 2 通信社の結成：第一次AAP
- 3 APAの誕生
- 4 APAとCUSの合併：第二次AAPの設立

第13章 結論にかえて－要約と国際比較

- 1 19世紀前半のオーストラリア植民地新聞界
- 2 19世紀後半のオーストラリア植民地新聞界

引用・参考文献一覧

初出一覧

《付録》 別綴じ

- A. 総督・副総督一覧（英文）
- B. 「新聞紙法」「印紙税法」（原文）
- C. 主要新聞系統図：1803－現代
- D. オーストラリアのマス・コミュニケーション略年史表：1788－1901
- E. メディア・オーナーの流れ

図1－55

19世紀までに新聞が社会的産物として、政治報道のみならず社会のあらゆる面で重要な情報媒体になりつつあった。考察対象（国）となるオーストラリア植民地の出現までに、母国イギリスをはじめとして、欧米の国々で新聞が企業として離陸できるような態勢と社会になっていた。しかしながら、18世紀末まで未知の大陸であったオーストラリアでは近代のマス・メディアの構造と機能を備えた新聞がいわば「無」の状態から出発し、現代への離陸を開始して発達したこと、そしてその地理的特有性からも欧米諸国の影響が19世紀前半をとおして比較的緩やかであったこと、この二点を「植民地ジャーナリズム」の生成過程からオーストラリア社会の発展とクロスさせて考察し

ている。

また本論の特徴として、印刷史が重視されているのは時代的に当然のことであり、特に新聞に限らず初期の植民地社会での印刷物、出版物の影響の強さを推し測るためでもある。まだ印刷人（printer）、新聞人（journalist）、編集者（editor）、発行者（publisher）、経営者（proprietor）などの明確な一線が引かれない植民地ジャーナリズムの立役者が印刷人あるいは印刷業出身のジャーナリストであったことも重要視し、多くの新聞人の生き様が描かれている。

まず、第1章と第2章では、最初の印刷人ヒューズと彼の印刷物をとおして入植直後の新聞登場前史を探ったのち、植民地最初の新聞『シドニー・ガゼット』と政府お雇いの印刷人ジョージ、ロバートのハウ親子が活躍した1820年代前半までのニューサウスウェールズ（NSW）植民地新聞界を眺め、さらに印刷人A. ベントの出版物『ホバートタウン・ガゼット』を詳述することによって、1810年代のタスマニア植民地新聞界を論述している。その結果、(1)オーストラリアでは囚人出身で印刷技術をもった流刑者が植民地政府の命により印刷の特権を入手し、政府の公告などの印刷を行った。彼らは印刷機材の貸与を受け出版物の発行に関してはある程度の自由裁量があったが、労働面では無償に近い働き手であった。(2)官板的性格ではあったが週刊の新聞が発行され、それを通して植民地政府は政府情報・告知を行い、上意下達的なコミュニケーション体系の確立を図った。量的には少ないが、徐々に一般のニュースも新聞をとおして植民地社会に流布し始めた。(3)最終的な発行権限(検閲)は政府当局者であったが、印刷・ニュースの収集・編集・発行体制が個人（または少数）の手に限定されていた—の3点が明らかにされた。

植民地最初の独立・商業新聞『ジ・オーストラリアン』が登場した1820年代後半からのNSW新聞界を中心に扱った第3章では、同紙の出現が、オーストラリアが懲罰植民地から自治植民地へと変貌する過程で、社会階層に進出する自由移民の増加、階層や人々の意識の変化に伴って、英国から移民した新聞人および自由な思想のもとに、「自由なプレス」の概念を生み出したことを明らかにした。それまでの公告・告知媒体でしかなかった新聞を、自らの思想表現、発表媒体と意識して活用するが、それは植民地社会の頂点に

立つ総督政府が最も疎ましく思う存在となり、ダーリング植民地総督は「新聞紙法」「印紙税法」を導入しその二法による言論の弾圧を強制する動きに出る。そうした一連の「プレスの自由」をめぐる論争が活発に展開された背景、要因、過程を論じている。

続く第4章では、1830年代以降発展目覚ましいNSW植民地において、政府系新聞の独占状態が打ち砕かれたのち、多様な主義・主張をもって多彩な新聞が洪水のように現れた状況を詳述している。なかでも、常にオーストラリア・ジャーナリズムの中心であった同植民地において見逃すことのできない、古い歴史を持つ『シドニー・モーニング・ヘラルド』（創刊時は『シドニー・ヘラルド』）が典型的な一族主義経営のもとに発展した事実に着目している。

一方、NSW植民地の一部から自治植民地に格上げされた1820年代以降のタスマニア植民地でもやはり「プレスの自由」をめぐる論争が活発であった。第5章では、政府と新聞人との対立から同題字の新聞2紙が出現したように、アーサー副総督の画策とA. ベントラ新聞人の苦悩を描く。同植民地ではその後短命な新聞の洪水期を経て、早くも今日に続く新聞が現れた。第6章から8章までは、西オーストラリア、南オーストラリア、ビクトリア各植民地別に新聞の生成、発達過程を論じている。

東岸とコミュニケーションを維持する難しさから入植の遅れた西海岸では、まず活字新聞ではなく手書き新聞に始まり、次に活字新聞が登場した。19世紀半ばまでの西オーストラリア植民地入植から1850年代までの20年間、新聞の発達も、植民地自体の発達も鈍調であった。その反面、今日に引き続く『パース・ガゼット』が初期の段階で現れたこと、また、それを打ち破る新聞が1紙もなかったことなどは、同地の新聞発達に見られた特異点であろう。

最初の植民地新聞が英本国で発刊された歴史をもつ南オーストラリア植民地は、第7章で論述されている。同地でも政府系の新聞ならびに新聞人と、独立紙との論争が見られたが、1850年代末に登場した植民地生え抜きの新聞『ジ・アドバタイザー』が今日まで続いていること、西オーストラリアと同じく1840年代の不況が新聞に大きな打撃を与えたことなど、新聞が企業として立脚するまでの苦悩が描かれている。

第8章は、自治植民地として独立を獲得する1850年代までNSW植民地の

一部でポートフィリップ地区と呼ばれたビクトリア植民地の新聞の発展を分析している。ここでも活字新聞よりも早く手書き新聞が登場した。古参の3紙の競争で生き残った『ヘラルド』は高級夕刊紙として高い信頼を得た。傑出した地方紙『アーガス』もこの時代に現れ、ゴールドラッシュに始まるメルボルン新聞界に焦点を当てている。

19世紀半ばまでに植民地ジャーナリズムは苦難の連続を乗り越え、安定した時代に入りつつあった。オーストラリアの全植民地（現在の州に該当）にはほぼ新聞が普及し、一族組織による経営体制の独占化の基礎を築く時代を迎えようとしていた。この時期までに、オーストラリア・ジャーナリズムは、日本のそれを数段上回るはやさで発展していた。近代国家への成長過程に合わせて急速な歩みを遂げ、ジャーナリズムが対外政策と絡んで外へ向かう力をつけていった日本とは対照的に、大英帝国直轄の植民地となったオーストラリアでは、19世紀半ば以降、もっぱら連邦結成を目指した各植民地間の、あるいは各植民地内での政治闘争といった内的方向にジャーナリズムは力を注ぐことになる。

そうした社会的背景に従って、第9章と10、11章は、オーストラリア・ジャーナリズムの特徴を顕著に示した19世紀半ば以降のシドニー、メルボルン新聞界そしてNSWから分離独立したクインズランド植民地をはじめとして、各植民地における代表的な新聞の発展と新聞人の生きざまが論述されている。特徴的な、本国と結ぶ海底電信の敷設については、連邦結成に向かった直後から引き続き国際コミュニケーションの場において、皮肉にもニュースの植民地化に結びつく。第12章ではジャーナリズムの史的発展を考える以上に、テレコミュニケーション時代を迎えた植民地社会の対応が今日なお考えなければならないニュースの収集の難しさを紹介している。

19世紀後半に見られるオーストラリア植民地ジャーナリズムの特徴は、ひとつに既に「囚人プレス」とは囚人出身の者たちが発行する新聞という意味ではなく、囚人輸送反対のキャンペーンをはる新聞を指す言葉となっていたことがある。事実、この時期に登場するジャーナリストのバックグラウンドは、19世紀半ばまでのそうした囚人出身とは明らかに異なり、家系に囚人や移民者がいた者から自らこの地を求めてやって来た者へと、ジャーナリズムの世界に入る人々の背景も確実に変わって来た。

新聞界に身をおくもの達もジャーナリズムの経験のある者たちが圧倒的と

なった。たとえ新聞の経営者や記者でなかったにしても、新聞や雑誌に投稿、寄稿していたような、ある種フリーランス的な職業の経験者が多かった。そして1870、80年代になると、ジャーナリズムの中核を握っていた経営者や著名なジャーナリストは別にして、もうオーストラリア生まれで大学出の新聞人が珍しくなくなってきた。しかも、彼らの中で政治の道へ入るものが少なくなかったのも、19世紀後半のひとつの特徴とあげられている。各植民地が任命制から選挙による議員選出の自治評議会になったこともそれを促進した。19世紀前半において新聞人出身の議員は数人しかいなかったが、後半には各植民地の政治界そしてのちの連邦議会で新聞出身の政治家が活躍する。

最終の13章は1章から12章までの要約とし、さらに国際的な比較をする意味で同時代のジャーナリズム状況との差異を検証することによって、オーストラリアの植民地ジャーナリズムの特質を論じて、結びとしている。

[論文の評価]

本論文は19世紀の植民地時代におけるオーストラリアでのジャーナリズムの生成過程を明らかにした研究である。全体を通して次のような独創性と優位性があると判断できる。

第一は、本論文がオーストラリア植民地のすべてを分析対象にしている点である。そもそも、オーストラリア植民地の初期から19世紀末にかけての新聞の発達史を追った研究は、日本では従来ほとんどなかった。オーストラリアにおいては個別の植民地を対象にした研究はあったにしても、すべての植民地を分析対象にしたものは非常に珍しいといえよう。

つまり、ニューサウスウェールズ植民地やビクトリア植民地のような代表的な植民地を研究分析として扱う事例があったり、あるいは独立指向の強い西オーストラリア植民地を単独で分析する事例はあっても、6つの植民地（ニューサウスウェールズ、ビクトリア、クイズランド、タスマニア、南オーストラリア、西オーストラリア）をすべて分析対象にした研究はオーストラリアにおいても皆無に近い。このように研究対象に大きな広がりがあるという点で、本論文はすぐれた特徴点を有する。

第二は、本論文が第一次資料に基づいて研究されている点で、資料的な価

値が高いことである。本論文で使用された第一次資料は6つの植民地（現在の州）において個別に保管されてきたものであり、各州の公文書館や図書館を丹念に回ることによってのみ、はじめて収集できるものである。第二次資料に依拠した研究ではなく、原資料を発掘することによって、本論文は高い研究水準を維持することが可能になった。さらにシドニーやメルボルンなどで発行されてきた代表的な日刊紙ばかりでなく、歴史の流れの中に消えていった小さな地方新聞も多数取り上げられており、本論文の資料的価値が非常に高い。

第三の独創性、優位性は、本論文が分析対象としての19世紀を前半と後半に分離し、ひとつの歴史観に立脚してジャーナリズムの生成過程を分析している点である。あえて19世紀前半を“イギリス”の純粋な植民地として規定するならば、19世紀後半は“オーストラリア”を意識した植民地への移行過程であり、論理的帰結として植民地ジャーナリズムも移行過程を反映していると考えられる。このような歴史認識を下敷きに、本論文は植民地ジャーナリズムを包括的に分析しているという点で大いに特徴があるといえる。

第四は本論文が植民地という視点に立った研究である点である。新聞について植民地という視点からみる研究は大いに意味がある。なぜならば、文化や情報というものは常に先進地から未開発の地へ伝播、移動するものであり、歴史的にみると、先進国ヨーロッパから世界各地へ伝播してきた。その代表的な地域がアメリカ合衆国で、ヨーロッパから独立して、建国するアメリカの理念形成が、植民地ジャーナリズムの発展という観点から研究されている。それに匹敵するような研究対象地域がオーストラリアであるが、これまで（植民地ジャーナリズムの形成）という視点から研究されたことは、少なくとも日本ではなかったといってよいであろう。

第五は、時代区分など研究の方法についての特徴点である。本論文は研究の方法として、年代（時代区分）と地域区分で叙述を進めているが、オーストラリアの場合、この方法は有効で、説得的である。もうひとつ新聞史の研究には、メディアの所有者、関係者の職業、思想、政治的な立場など個人的な状況に関するものがあるが、本論文はこの点の調査、研究（とくに第1、

第2章)が行き届いている。とくに初期の発行人に印刷業の関係者が多いことが指摘されているが、これは本国イギリスの状況と同じであるといえる。

第六は、本論文が電信の開通と、通信社の出現に一章を設けている点に妥当性があるといえよう。とくにヨーロッパから離れた地域には通信手段の発展とそれに伴う地理的環境がメディアの発展(とくに大衆紙の出現など)に大きく作用することを考えると、この考察は有用であった。

このように本論文はオーストラリア植民地時代における新聞の生成を各植民地にわたって総合的に研究している。そもそも新聞は社会の中での知的産物であり、新聞の歴史は、その新聞を生み出した社会の政治・経済・文化など総合的な関連性の中で“立体的”に語られていく必要がある。それにはぼう大な研究のためのエネルギーを要する。本論文はいずれオーストラリア・ジャーナリズム全史といった本格的な集大成に達するための“一里塚”を十分にクリアしているといえよう。

本論文は、オーストラリア植民地の新聞が「無」の状態から出発し、発達してきたことと、ヨーロッパから地理的に離れているためにヨーロッパからの影響が19世紀前半を通して比較的穏やかであったことを実証している。たしかに、ジャーナリズムの発展の因果関係を考察する上からも、また現代のオーストラリア新聞界の状況(一世紀後の現在、ニュースの植民地になっていること)を理解する上からも、オーストラリア植民地ジャーナリズム史の研究は重要な意義をもっている。とくにこの地域の研究が少ない日本のマス・コミュニケーション学界においても本論文は重要な研究といえよう。

本研究の意義を高く評価し、学位(博士)の授与にふさわしいものと判断する。

[結 論]

審査・試問委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規定第6条により、博士(新聞学)の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規定第16条により、以上の通り報告する。

2001年10月17日

学位論文審査・試問委員会

主査・委員長 武市 英雄

副査・委員 藤田 博司

春原 昭彦（上智大学名誉教授）

竹田 いさみ（獨協大学外国語学部教授）

学位論文審査報告

箕輪 成男

「出版学序説」

[論文の概要]

はじめに

マス・メディアとしての書籍・雑誌の出版は、社会の重要なコミュニケーション手段として、多年人々の関心の対象とされてきた。しかしそうした出版に対する関心を学問的なレベルで、出版研究あるいは出版学として体系化することには、世界は全く立ちおけてきたといわねばならない。

本論文はそうした出版学（出版研究）について、その基本的性格、関連諸学との関係、研究教育体制の現況、および出版学各領域の達成度等の確認を、総合的かつ体系的に行ったものである。このような出版学の体系的総括を行った研究は世界的に全くその例を見ない。

ここで本論文がいう出版とは、印刷メディアのうち、書籍と雑誌の生産・流通にかかわる社会的活動を意味している。出版類似の活動は、古代にも存在した。古代オリエントでは粘土板やパピルス、パーチメントを書写材料とする古代の“書物”が原版の押捺や筆写によって複製され流通したが、東洋においては早くも1世紀以来開発が続けられた紙を用い写本がつくられた。これらの行為は作品の複製・流通という出版活動の原型といえることができる。しかし出版活動が重要なマス・コミュニケーション手段として社会的に定着するに至るのは、印刷術の開発によって、書籍の多量生産が可能となった以後である。このような印刷技術は、東アジアでは木版（整版）印刷として8世紀以来永い伝統をもっている。これに対して西洋では、ルネッサンス以後の近代の展開の中で、増大した書籍に対する需要に応えるため、15世紀に活字印刷術が開発された。さらに19世紀以後大衆社会が出現すると、出版は新聞、放送と共に社会を統合するマスメディアのひとつとして、現代文明

の不可欠の装置としてその地位を確立するに至っている。

このように出版は、世界史の中で古い歴史を持つ伝統的なメディアであるが、正にそうした古さのために、社会現象としての出版に対する研究は極めて立ちおけてきた。現代の生んだ新しいメディア、新聞と放送がその華々しい登場と、現代社会に対する爆発的影響力のために、マスメディア研究者の注目を浴びたのに対し、出版とくに書籍は伝統的メディアとして、研究者の関心をひくことが少なかったのである。そうした状況の中でもかくこれまで行われてきた出版研究の歴史と現状については本論文第4章が詳述している。

出版学の基本的性格

第1章「出版学の基本的性格」では上述のとおり、かなり散発的に世界各地で行われてきた出版研究という学問を概念的に整理し、その体系化を試みている。まず第一に出版の定義には広義と狭義両様の可能性があることを示している。出版は広義には著者の著作活動にはじまり、複製・流通の過程から図書館サービスを経て、読者の利用活動・著者の再生産活動に至る終りなき情報・知識の還流の全過程と捉えることができるのに対し、狭義にはこの還流過程の中の、複製・流通という出版産業の担当する部分のみに限定することも可能である。本論文では時に応じ、これら広狭二様の定義をその都度明示しつつ使用している。ここではまた、出版研究はメディアの学であり、作品の内容そのものについての研究ではないことが強調されている。

出版学の概念整理の第二はその研究領域の確認である。出版という社会的営為を研究するには三つの接近方法が可能である。第一は出版の過程を生産・流通・利用というタテの流れに沿って細かく切断し、それぞれの過程を構成している技法・技能について、学問的に観察分析を加える過程論である。第二は出版という営みと、それを取巻く社会との相関関係を扱う観察分析であり、それはさらに出版が環境としての社会から受ける影響を迫及する出版環境論と、逆に出版の営みが社会に与える影響関係を明らかにする出版機能論とに分けることができる。

出版学の概念整理の第三は、その方法論にもとづくものである。

出版学は出版という社会的営為を対象に、各種の学問的方法を援用して研

究する「領域の学」であり、方法としては多様な可能性をもっている。本稿では価値フリーを立てまえとする歴史的アプローチ、社会科学的方法アプローチ、一定の価値観を前提とする技術的方法アプローチ、人文学的・法学的アプローチの四つに大別して考察している。

第1章第4節では、以上のように捉えてきた出版学の学問としての特徴、基本的性格をクーンのパラダイム・ディシプリン理論に依拠しつつ説明している。出版学は単一のパラダイム・ディシプリンに拠る標準的科学ではなく、複数のパラダイム・ディシプリン系列が混在し、目標だけが共有される“目的指向科学”であると結論づけられている。いいかえれば出版学とは、出版活動という社会的営為を共通の研究対象とする諸種の研究活動の総体を集合的に捉えた概念としての「領域の学」であるということである。

第1章第5節は過去の出版研究の歴史的・地理的展開を概観し、その体系化、理論化を試みている。歴史的には近代化の進行と相関して、出版研究がメッセージ→メディア（ハード過程→ソフト過程→環境・機能論）の順に展開したことを示し、またそうした過程が英・米・独・日の四か国でどのように進行し、日本での研究が、西洋諸国のそれにどのようにキャッチアップしてきたかを論じている。

出版学と関連諸学

第2章は、そうした出版学を関連する諸学・近縁の諸学との関係性において捉え、そこから出版学の位置、特性を明確化することを試みている。しばしば概念の明確性を欠いたまま誤用され、議論の混乱を招いているマスメディア、マスコミュニケーション、ジャーナリズムといった諸概念を、本稿では出版学の上位概念と捉え、出版学との関係を整理している。さらに隣接領域として、異種のマスメディアを扱う新聞学と放送学、同種のメディア書籍を異る過程段階で捉える学問領域としての図書館学、書誌学、翻訳論を取上げ、出版学との関係を考察している。

出版学の研究・教育体制

第3章は、中国、日本、韓国、欧米の出版研究、出版教育の制度と現況を概観し、世界的に見た出版研究と出版教育の学問的位置づけを示している。

書籍に対して伝統的価値観をいまなお強く保持する東アジア三国においては、出版についての研究はかなり盛んであり、出版を研究対象とする出版学会が設けられている。ここではどちらかという、全体論的（ホーリスティック）接近が好まれるのに対し、欧米ではマスコミ研究に見るように、科学への指向が強いように思われる。欧米では出版一般を対象とした研究学会はまだ成立していない。いずれにせよ、高等教育機関を通しての出版人の養成が、システムとして社会的に定着していないことが出版教育の低調を招き、そのことがまた出版研究の離陸を妨げていることは明らかである。

出版学各領域の研究動態

第4章の第1節から第4節までは、出版学の各領域の研究を、その歴史的展開に従って(1)近代以前の出版関連諸学、(2)近代以後の出版過程研究、(3)出版環境研究、(4)出版機能研究の順に取上げ、さらにその細分化されたサブ領域ごとに、どのように研究が進められてきたかを概観している。ここでの意図は、それぞれのサブ領域ごとの研究史、学史を記述することではなく、研究活動の現状を確認することにあるので、記述はとくに各領域に関する研究グループ、研究機関、研究雑誌、教育機関、教科書等に重点をおいている。

第4章は第5節でさらに方法論的な区分による研究状況を観察し、第6節結論においては、本論文で明らかにした出版学の全貌を総括し、出版学をディシプリン形成の弱い、学問的蓄積も薄いマイナーな領域の学であると捉えている。

申請者は経済学・経営学を自己のディシプリンとする関係から、出版研究においては出版と社会との相関関係に焦点を当ててきた。その結果機能研究として学術情報伝達を扱った『情報としての出版』、国際コミュニケーションを扱った『国際コミュニケーションとしての出版』、環境研究として近代化と出版開発の関係を扱った『歴史としての出版』、また現代大衆社会における出版の産業化現象を扱った『消費としての出版』をこれまでに刊行している。また申請者は、途上国の経済社会開発における出版の問題を取上げ、とくに最近では東南アジアにおける出版開発の実態調査にとりこんでいる。このような申請者自身の多年の研究経験を通して、蒐集された研究資料を背景に、本論文はまとめられている。

[論文の評価]

本論文は、かつて東大出版会において多年、学術出版にたずさわりの、それを契機に学問、大学、出版の本質について考えるようになった申請者が、社会現象としての出版事象を研究対象とする「出版学」とは、どのような性質を持つ学問であるかを、5章構成で論じている。すなわち、出版学の基本的性格に始まり、出版学と関連諸学、出版学の研究・教育体制、出版学各領域の研究動態、社会科学としての出版学の模索、というぐあいに、きわめて広範囲にわたって論じているが、申請者は出版学の基本的性格を一個のパラダイムによって形成された一個の系統的ディシプリンではなく、諸多の科学的パラダイムに基づく未熟なディシプリンの集合体としての領域の学であると規定している。

そのため、本論文は、第1章「出版学の基本的性格」および第2章「出版学と関連諸学」は、幅広い視野に立って、出版学の上位概念としてのマスメディア論について検証し、マスメディア論の低位概念を引き出すことによって、出版学の学問領域の位置付けを明確にするという努力が行われている。これらの章における理論的追求は、出版学の領域の把握をめざす論文の導入部として高く評価される。

これまで、出版学とは、どのような学問であるかを、1冊丸ごと論じた書物は見かけないし、本論文は先覚的なオリジナリティを持っている。論文の執筆においては、用語を一つ一つ整理して結論づけてゆくという着実な手法がとられ、出版学を出版学の範囲だけで見ることなく、マスメディア論など関連諸学に広げて論じるという態度は、独創性がある。先行理論を図表化して出版の過程や環境、機能などについてわかりやすく論じ、類書も見当たらず、啓蒙性も持ちあわせた労作である。

ただ、「出版学序説」という題名については、新たな本論が書かれるべきであるという想いを読む者に抱かせ、適切な題名であるかという疑問も提出された。しかし、これについては、出版というメディアが新聞や放送など近代以降に発達したマス・メディアに比べて、非常に長い歴史を持っており、そうした特色を持つ出版メディアを対象とする学問についての論考は、「序

説」という性格を持たざるを得ないという意見もあった。

また、これ以外にも、論文の構成について、本論文は、学位論文として執筆されながら、専門書として公刊されたため、第3章「出版学の研究・教育体制」は、これらが学問的にどういう位置付けや機能があるのかが、前章までにおいて提示されないまま出てきているため、やや唐突な感じを与え、それは第4章「出版学各領域の研究動態」も、この章の3「出版環境研究」、4「出版機能研究」などを先述したのちに、出版過程研究の意味付けなどを行い、研究動態に入ったほうが論文の展開としてはスムーズだという批判もあった。

しかし、本論文の結論と考えられる第5章6の部分における結びは、新鮮とは言えないが、学問としての出版学のパラダイム—ディシプリンに言及して、論証領域や研究領域の欠落部分を指摘していることは、本論文が目指すところのいまだ導入部に過ぎないと判断もありうるにしても、相当量の研究文献を渉猟し、探索、引用したうえでの論述となっており、その水準の高さは評価出来る。

こうした論述が行われているのは、申請者が所属する日本出版学会において、会員の言説が学問と評論と解説の区別が明瞭でなかったことに対して学問研究としての立場から現状批判を行い、詳細に出版学の方法について論じたという実績があるからであろうが、本論文はそうした経歴を持つ申請者が、出版研究とは何かという基本的な疑問に対する現段階における包括的な議論を提示するという意図を持っている。

そのようなモチーフで執筆された論文が出版書籍の形で提出されたことは、学位申請論文としてかなうかどうかの疑問が残り、新学問領域の確立をめざすという申請者のねらいはいまだ途上にあるとは言え、それらは今後の課題として申請者が次に進む出発点としての意味合いを持ち、本論文は、「出版学」という新しい学問の構築の方途を多面的に、かつ説得力のある論理で示しており、博士（新聞学）の学位を与えるにふさわしいものと判断する。

[結 論]

審査・試問委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第6条により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条により、以上の通り報告する。

2002年2月20日

学位論文審査・試問委員会

主査・委員長 植田 康夫

副査・委員 武市 英雄

鈴木 雄雅

小林 章夫（文学部教授）

川井 良介（東京経済大学コミュニケーション学部教授）